

弘前大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成30年11月1日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を弘前大学において、下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成30年11月8日（木）
市場法制論 16：00～17：30
- 2 場 所 弘前大学 総合教育棟313教室
青森県弘前市文京町一番地
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局東北事務所長 門間 浩
- 4 対象者 弘前大学学生 約10名
- 5 テーマ 公正取引委員会と独占禁止法等所管法令の運用状況

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です（学生の顔が映らないよう、また、授業進行の妨げとならないよう、十分御留意ください。）。御希望の場合には、平成30年11月7日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所総務課
電話	022-225-7095（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。



※ 授業構成は、学校様のご要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

主な開催校（平成29年度）

北海学園大学、小樽商科大学、青森公立大学、福島大学、新潟大学、千葉大学、慶應義塾大学、中央大学、一橋大学、東洋学園大学、成城大学、関東学院大学、横浜市立大学、学習院大学、秀明大学、文化学園大学、首都大学東京、駒澤大学、梶山女学園大学、名古屋経済大学、富山大学、関西学院大学、神戸市外国語大学、岡山大学、広島修道大学、香川大学、高知大学、愛媛大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学など

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年 度	中学校	高等学校	大 学
H27 年度	61校	27校	76校
H28 年度	54校	33校	109校
H29 年度	58校	46校	110校

